



谷口 和弥 議員  
(拓政会)

**問** 旭川での女子中学生いじめ問題を重く受け止めて

**答** 直ちに関係する児童生徒との面談による実態の調査を行っている

**問** 平成23年に滋賀県大津市で中学2年生が凄惨ないじめによって自殺するという事件が起きた。学校や大津市教育委員会がいじめを認めず、後に隠蔽(いんぺい)や責任逃れをしたことが発覚し大きな社会問題となり、この事件を契機として平成25年、「いじめ防止対策推進法」を制定した。幕別町は平成30年8月「幕別町いじめ防止基本方針」を改定した。かけがえのない存在である児童生徒一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことは重要な課題である。ついては以下の点について伺う。

- (1) 幕別町内の小中学校における「いじめ重大事態となる可能性のあったいじめ認知件数」は。
- (2) 「幕別町いじめ防止対策推進委員会条例」で定める「委員」「調査委員」の選定の基準はどのようなものか。
- (3) 旭川市では市内の女子中学生が凍死体で発見された問題を受けて、「旭川市いじめ防止基本方針」

を今年3月に改定している。命に関わる重要な方針であるため、常に見直しが求められるものと言える。「基本方針」のさらなる改定を検討すべきと考えるがいかがか。

**教育長**

(1) いじめの早期発見は、全ての大人が連携し、児童生徒のさまざまな変化にも気付く力を高め、わずかな兆候でも見逃すことなく、早い段階から実態把握に努めることが必要と考えている。

これまで、「いじめ防止対策推進法」に規定する「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」や「いじめにより相当の期間、学校を休むことを余儀なくされている疑いがある」と認められる重大事態の発生はないが、全てのケースが重大事態の発生につながる可能性があるものと捉え、いじめの積極的な認知とその解消に努めている。

(2) 推進委員は、いじめの防止等に関し専門的な知識および経験を有する者、その他教育委員会が適当

と認める者が選定事由であり現在は、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、民生委員児童委員、社会教育委員の4人である。

また、いじめ防止対策推進委員会調査委員は、推進委員会の所掌事項を遂行するために必要があるときは、推進委員会に調査委員を置くことができるもので、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者となっており、校長会および教頭会から各1人、学園毎に教職員1人、計7人である。

(3) いじめへの対応は、学校や教育委員会にいじめと思われる情報が入ったとき、少し様子を見るといった対応をとることなく、直ちに関係する児童生徒との面談による実態の調査を行っている。

さらに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に考え、組織的に迅速な問題解決に向けた対応に努め、いじめが発生した際は、保護者の心情に対する共感的な理解

に努め、保護者の理解と協力を得ながら、学校と一体となったいじめの対応に努めている。

「幕別町いじめ防止基本方針」は、平成30年8月に、インタビュート上でのいじめについてや発達障がい、外国人等の配慮を必要とする児童生徒への適切な支援やいじめの解消についての定義を追記した。また、けんかやふざけ合いの場合でも、背景にある事情を調査した上でいじめか否かの判断をし、人間関係を修復していく力を身に付けるための

フオローについてなど、国および北海道の関係方針に合わせて改定を行ったことから、直ちに改定する事由はないと考えている。

今後も適宜、見直しを行い、かけがえのない存在である児童生徒一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの防止等の対策を推進していく。

直近3年間の町内小中学校における「いじめ」認知件数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数
小学校	2	2	1	8	4	19
中学校	1	1	1	1	1	9